

# 博士学位論文

(内容の要旨及び論文審査の結果の要旨)

Toshie Doi

氏名	土井 聡恵
学位の種類	博士 (経営情報科学)
学位記番号	博 甲 第 21 号
学位授与	平成 29 年 2 月 20 日
学位授与条件	学位規定第 3 条第 3 項該当
論文題目	財務情報の開示にかかる有用性の研究 ― 複数会計期間にわたる会計事象にかかる情報開示を題材として―
論文審査委員	(主査) 教授 岡崎 一浩 <sup>1</sup> (審査委員) 教授 小田 哲久 <sup>1</sup> 教授 坂本 孝司 <sup>1</sup>

## 論文内容の要旨

### 財務情報の開示にかかる有用性の研究 ― 複数会計期間にわたる会計事象にかかる情報開示を題材として―

本研究の目的は、複数会計期間にわたる会計事象のうち大規模事故に伴う賠償や大規模損害賠償訴訟等について、情報開示がどのように行われているか及びそれら情報開示の利用者に対する有用性の程度について考察することを目的とする。企業会計においては、数多く存在する複数年度にわたる会計事象に対し、発生主義会計の考え方にに基づき、その損益計算原則において期間帰属は最重要の概念とされてきた。しかしながら、大規模事故に伴う賠償や大規模損害賠償訴訟等については、全貌が明らかになるまでに時間を要することや企業グループ外の者との争いや交渉が中途である事を要因として、会計事象が財務諸表に反映されなかったり情報開示が不十分であったりすることがある。これらを背景に、具体的な事例を題材にした情報開示の在り方について、7 章にわたって考察する。結論から言えば、より積極的な引当金の適用を提言したい。第 1 章においてはこのような研究の背景と進め方について述べた。

第 2 章においては、企業会計において、複数会計期間にわたる会計事象がどのように取り扱われているかについて、その種類別に整理した。ここでは、具体的な事例の考察に先立ち、大規模事故に伴う賠償や大規模損害賠償訴訟等の会計事象を含む複数会計期間にわたる会計事象の特徴を明らか

にするとともに、会計事象の内容別にこれを取扱う会計基準を整理した。適用要件に当てはまれば当該会計基準に従い原則として見積もりを行うことが求められる例えば資産除去債務のような会計事象に対し、大規模事故に伴う賠償や大規模損害賠償訴訟等の会計事象に対して特定の会計基準は存在せず、引当金の考え方に従い、その金額の信頼性をもって見積ることができないとの企業の判断の下では会計処理が行われなかったことを対比した。

第 3 章においては、2010 年 4 月 20 日に起こったメキシコ湾岸原油流出事故の主たる責任企業である BP p.l.c. (以下 BP 社という) の当該事故にかかる情報開示の内容とそれら情報開示の利用者に対する有用性について考察した。BP 社は事故に伴い米大統領の要請を受け 200 億ドルの賠償基金を創設し、この費用を一時に損益計算書に計上すると共に当該基金に IFRIC 第 5 号「廃棄・原状回復及び環境再生ファンドから生じる持分に対する権利」を適用した。事故から 4 年半を経て 200 億ドルの基金は枯渇し、基金の範囲とされない負担とを合わせ、2015 年末には累計 400 億ドルの純損失を負担するに至った。BP 社はこれらにかかる複雑な訴訟の経緯を開示すると共に、過去の経験、保険や統計的な手法を用い引当金の最善の見積りを行った。これにより会計情報の利用者は事故にかかる訴訟の推移と損害賠償の規模を知ることができ、特に IFRIC 第 5 号の適用によりいち早く事故の規模とその後における訴訟の推移等を損益計算書と貸借対照表の両方から知ることができ、理解しやすく有用性が高い旨を指摘した。

<sup>1</sup> 愛知工業大学 経営学部 経営学科 (豊田市)

第4章においては、日本の公害病の原点と言われる水俣病について、その責任企業であるチッソ株式会社(以下チッソという)の被害者補償にかかる情報開示の内容とそれら情報開示の利用者に対する有用性について考察した。現在の有価証券報告書とは記載内容の異なる1970年代以降における訴訟及び損害賠償等にかかる情報開示に関しては他の四大公害病の責任企業との比較において考察し、補償にかかる全面的な公的支援に関しては、後に類似する公的支援方式が採用された東京電力との比較において考察した。訴訟等にかかる情報開示については、見積りが行われずほぼ現金主義による情報開示である問題点について言及した。公的支援に関する情報開示については、現行の有価証券報告書の開示体系においては利用者にとり水俣病にかかる総合的な情報が不足する旨を指摘した。

第5章においては、発生が不確実な会計事象に対し、それとは別の期に費用を帰属させる効果を有する保険のうち、一般的な保険と比較し保険会社に移転されるリスクが限定(FINITE)され大数の法則が働く従来型の保険に比べ保険金額に対する保険料の割合が高いファイナイト再保険を取り上げ、その情報開示について敷衍した。例えば米国ではファイナイト再保険は、キャプティブ保険として医療過誤保険やPL法事故保険に利用されている。保険料平準払方式であるスプレッド・ロス保険とコンティンジェント・コミットメントライン付定期積立預金の経済的効果が類似することを具体的な数値で表した上で、ファイナイト再保険における満期返戻の条件等によっては保険料ではなく預け金の要素を多分に有することを述べた。そして、我が国には当該預け金か否かの判断及び預け金にかかる会計処理を規定するものが存在しない問題点を指摘し、保険業法及び保険業法施行規則等の保険事業会社のみが参照する指針のみが存在する我が国の現状を踏まえ、我が国においても議論を尽くし、会計情報の利用者にとりわかりやすい有効な会計基準の整備が期待される旨を述べた。

第6章においては、補論として、企業行動によって利益の期間帰属を前後させる利益調整行動について、ROAの分布を用いて考察を加えた。利益調整行動の存在は広く知られており、その方法や動機にかかる研究も尽くされている。また、ROAの分布は、正規分布に従うことなく、ゼロを境にプラス側に極端に大きな頻度を示すことが知られている。よって本章では、ゼロに近い特定の区間のみのROAの分布について正規分布とのかい離に着目し、全サンプル数に対するかい離するサンプル数の割合が利益調整行動割合を表すと考え、その各国比較を行った。この結果、ROAがマイナス5%からプラス5%の間、マイナス3%からプラス3%の間の区間共に、利益調整行動割合は中国が最も高く、香港、米国、韓国、英国と続き、最下位は日本であった。その意味で、日本の会計実務は世

界的にも質が高いものと客観的に認められ、反対に言えばこのような大事故への引当不足が信頼性に懸念される。

第7章においては、当研究で明らかになった内容をまとめ、当研究でふれなかった点に言及した。日本の上場企業は欧米企業では求められない四半期毎の決算短信や会社法独自の計算書類等、情報が重複する財務情報を何種類も開示すべき独自の制度下にあり、Annual ReportがForm 20-Fを兼ね文中に両者のリファレンスを明示するBP社の情報開示と比較しチッソの情報開示は不足するものである点を述べた。また、Annual Report(及びForm 20-F)及び有価証券報告書のみならず、企業はSustainability Report、Corporate Social Responsibility Reportなど多様な報告を行っているが、当研究においては会計情報の開示に着目し、企業の総合的な情報開示については今後の課題とする旨を述べた。さらに、公的支援なくしての存続は不能であることが広く知られるチッソとBP社とでは会計情報の利用者やその開示への期待が異なる可能性はあるものの、チッソにも上場会社と同様の情報開示が求められ、我が国にもIAS第1号で求められる特定の取引や事象の追加的な開示のような規定が必要である旨を述べた。

#### 論文審査結果の要旨

本研究の目的は、複数会計期間にわたる会計事象のうち大規模事故に伴う賠償などについて、情報開示の実態及びその情報開示利用者における有用性について考察している。従来、企業会計は発生主義の原理に基づいている。しかし、上記の賠償においては全貌が明らかになるまでには長期にわたることや争いや交渉が終了していない事を原因として、このような会計事象が十分に財務諸表に反映されてこない事例や情報開示が十分に行われぬ事例もある。著者は具体的事例を分析し、これらの情報開示の在り方を7章にわたって考察している。これらから得られた著者の結論は、会計基準の厳格な適用ではなく、実態に即したより積極的な引当金の活用を提言している。第1章では、このような研究の背景と進め方を述べている。

第2章では、企業会計において複数会計期間にわたる上記の会計事象の特徴を明らかにし、会計事象の類型に基づき関連する会計基準を類型化している。そこでの適用条件に該当すれば、損害額についての見積もりを行うこととされる。しかし、わが国では資産除去債務、大規模な事故あるいは損害賠償訴訟に対しては特定の会計原則は存在せず、金額の不確実性を言い訳にして会計処理がなされないこともあったも指摘している。

他方、第3章においては、2010年のメキシコ湾岸現有流出事故における主たる責任企業であるBP社は、米国大統領の要請を受けて200億ドルの賠償基金への拠出を行った。これについて著者は、国際会計基準を採用しているBP社が様々な費用認識を引当金で行ったことに注目している。結果的には、基金拠出の段階で未だに費用が支払いに供されていない時点にもかかわらず前倒しで費用と認識することになった事例であるが、著者は詳細な事実関係を調査している。基金で未使用の段階でも基金拠出金については、国際財務報告解釈指針委員会(IFRIC)の第5号「廃棄・現状回復及び環境再生ファンドから生じる持分に対する権利」が適用されて、適時に費用計上されたと著者は結論付ける。つまり、著者は200億ドルの基金拠出額のみならず、その他の損害額200億ドルについても有用性ある情報開示が実施されていることを指摘し、その基礎に国際会計基準解釈指針IFRIC第5号の存在を挙げている。

第4章では、日本の公害病の原点と言われる水俣病を取り上げ、その責任企業であるチッソの財務情報の開示を取り上げている。ここでは見積りがほとんど行われず、基本的には、水俣病に関する情報開示が不足しており、結果として損害情報の全貌が見えにくい現金主義がこれに用いられたことが指摘されている。著者は、財務分析の観点から1969年代の他の四大公害病(四日市ぜんそく、神通川イタイタイ病、新潟水俣病)との比較研究を行い、また、政府支援の財務諸表注記開示について東京電力福島第1原発事故と比較研究を行っている。

第5章で著者は、このような巨額事故に対する保険、その保険会計の在り方について問題提起をしている。低い生起確率を対象として長期解約不能な損害賠償保険契約として知られるファイナイト再保険について紹介し、このような保険によるリスク移転への考察を加えている。結論として日本の現行の保険会計については、明快な基準が必要だとしている。そのため企業は巨額の事故に関して会計の観点からも保険料の取り扱いが明確にしなければならないとの問題提起を行っている。

第6章では、期間を跨ぐ利益調整行動について国際比較を加えている。主要国の中で利益調整行動の程度を示す総資本利益率(ROA)のバラツキでは最悪が中国で、香港、韓国、英国、日本の順に良い。このように本来であれば、日本の会計実務は世界の中でも高い質が誇れるはずだが、残念なことに一部の企業による大事故損害に関する引当不足の問題が存在するという事は非常に残念であるとしている。

第7章では、以上をまとめ、若干の補足を加えている。日本での情報開示実務では、3か月毎の四半期報告書の外、さらに内容的に重複している決算単信、会社法による報告書や監

督官庁への様々な財務報告に追われている。日本の報告は細かく重複的な傾向が強く、肝心の大事故などの損失見積りについては情報開示が十分でないと著者は指摘する。さらに費用認識においては余りに厳しい適用要件を課すことで、却って開示不要となって経済的実体を示さない会計実務が生まれている矛盾があることを指摘している。

本研究は、主題にも述べられている「財務情報の開示にかかる有用性」の観点から、日本の会計理論や会計実務について、実務家であれば臆気ながら気付いている「日本の基準は細かく精緻だが、しかし巨額の損失については意外に理論も実務も有用性が低い」という点に多くの証拠を以て検証を加えている。そのみならず本研究はその解として、仮に引当金要件がすべて満足されなくとも積極的の引当計上を行い、より有用性の高い財務報告を提唱している。

よって本論文は博士論文として十分にその水準を満たしており、適格と判断するものである。